

# 地域の移動を支える保険

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

協力する側は？

困っている人を  
助けたいけど  
事故が起こったら  
どうしよう？

ボランティア  
ドライバー

！これからは！  
地域の移動を支える保険で



みんな安心!!

病院や買い物、  
役所の用事は  
どうやって  
行けばいいかな？

移動手段が  
必要な方

利用する側は？

交通手段の解決策

移動支援サービス  
提供者側は？

ドライバーの方の  
名義の自動車保険  
ではなく、こちらで  
用意できないかな？

市町村・社会福祉法人・NPO  
などの運営主体



免許を返納した



公共交通機関の不足

深刻な社会問題

地域の移動を支える  
保険とは？

ボランティアドライバー等  
の所有自動車を使用して移  
動支援サービスを提供して  
いる間の事故について、ボ  
ランティアドライバー等の  
自動車保険に優先してお支  
払いする保険です。

## 『地域の移動を支える保険』で ドライバーも利用者も安心!

市町村・社会福祉法人・NPO法人等が加入することによって、移動支援サービスを提供している間の事故について、この商品で補償可能な範囲(裏面参照)においては、ボランティアドライバー等の自動車保険を使用する必要がなくなります!

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

# 移動支援サービス事業用自動車保険特約の概要

<p><b>保険契約者 記名被保険者</b></p>	<p>移動支援サービスを提供する市町村・社会福祉法人・NPO・ボランティア団体等の運営主体※ ※登録ドライバー（運転者として事前に登録された方をいいます。）・対象自動車等を管理する能力を十分に有していること等の条件があります。 詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。</p>
<p><b>対象自動車</b></p>	<p>①登録ドライバーおよびそのご家族※が所有する自動車 ②登録ドライバーおよびそのご家族が役員となっている法人が所有する自動車 ③記名被保険者が移動支援サービスののために無償で借り受ける自動車 ※家族とは、「登録ドライバーの配偶者」「登録ドライバーまたはその配偶者の父母または子」または「登録ドライバーまたはその配偶者の同居の親族」をいいます。 (注)移動支援サービスを提供する市町村・社会福祉法人・NPO等が自ら所有する自動車は対象外です。</p>
<p><b>補償対象区間</b></p>	<p>移動支援サービスの提供または待機※1のために自宅等※2を出発した時から自宅等※2に到着した時までの間に発生した事故を補償します(合理的な経路・範囲※3に限り)。)</p> <div data-bbox="316 533 1474 913"> <p><b>&lt;補償対象区間のイメージ&gt;</b> ○ 補償の対象 (待機場所にて待機する場合はその間も補償の対象)</p> </div> <p>※1 待機とは、登録ドライバーが、運営主体の指定する待機場所において移動支援サービスの依頼を待つことをいいます。          ※2 自宅等とは、登録ドライバーの住居または対象自動車の主たる保管場所をいいます。ただし、個別の事情により別の場所から出発する(または別の場所に帰る)場合で、運営主体が事前に承認したときは、その運営主体が承認した地点とします。          ※3 合理的な経路・範囲とは、移動支援サービスのご提供時に、一般に用いるものと認められる経路・範囲をいいます。合理的な経路は、最短距離を指すものではなく、目的地まで移動するために通常利用する経路であれば、複数あったとしても、それらはいずれも対象となります。また、当日の交通事情により迂回した場合など、やむを得ずとる経路も合理的な経路となります。しかし、特段の合理的な理由もなく、著しく遠回りをした場合などは、合理的な経路とはなりません。</p>

## ご契約プラン

		基本プラン(車両あり・人傷あり)	ライトプラン(車両なし・人傷なし)
補償※1	対人賠償責任保険	無制限(自己負担額なし)	無制限(自己負担額なし)
	対物賠償責任保険	無制限(自己負担額なし)	無制限(自己負担額なし)
	対物全損時修理差額費用特約	○	○
	人身傷害特約※2	3,000万円 (自己負担額なし)	×
	入通院定額給付金: 10万円		×
	自損事故傷害特約	×	○
	車両保険※3(一般条件)	○ 保険金額・自己負担額は契約ごとに設定	×
保険料	1台・稼働日1日当り※4	1,100円～	400円

※1 上記以外の特約は付帯されていません。ロードアシスタンス特約等のその他の補償・サービスは、登録ドライバーの自動車保険で補償いただく必要があります。

※2 自損事故傷害特約の内容を包含しています。

※3 車両保険は、時価額または保険金額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。

※4 車両保険の保険金額・自己負担額に応じて保険料が異なります。なお、2年目以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、割増引を適用します。

★このプランは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<引受保険会社>



**損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

<お問い合わせ先(取扱代理店)>

〒730-0843

広島県広島市中区舟入本町5-1  
株式会社サンキョー(損保ジャパン代理店)

Tel:082-291-3337

Fax:082-295-1413